

戦国大名浅井氏の灌漑支配

一、はじめに

小和田 哲男

戦国時代は、わが国の農業生産力の発展という点からみた場合、最も飛躍的な進歩を遂げた時代であるということができよう。それは丁度、中世的な谷田から近世的な平野部への水田の進出により、従来の谷水などを利用していた段階から、大河川の水をも利用するに至る過渡期として位置付けることができる。しかも、生産力の飛躍的増大を保証したのがほかならぬ戦国大名による灌漑治水事業であったことは異論の余地のないところであろう。

具体的な数値で戦国時代の灌漑治水工事の概況を探るために、『明治以前日本土木史^①』所収の河川・運河・砂防に関する年表を分析してみると、戦国時代が、それ以前の時代に比較して群を抜いて多いことが知られ、また、開墾・干拓・埋立・溜池・灌漑・排水に関する年表からも、用水路に関しては、江戸中期と末期の方が量的には多いが、戦国時代は、それ以前と比較して、やはり飛躍的に工事の件数が増加している。

それら灌漑治水工事などの個々の具体像は、たとえば、中丸和伯氏によって後北条氏の新田開発の例が明らかにさ

れたり^②、武田氏の有名な信玄堤や、加藤清正の肥後沿岸地帯の干拓事業の例などが多く明らかにされており^③、各戦国大名の個別研究が深められ、今川氏、伊達氏、佐々氏などの具体例が追求されてきているのである。それぞれの戦国大名によって多少の変化はあれ、以上述べたような戦国大名の灌漑治水、新田開発などの土木事業は従来、一様に「戦国大名の民政」として理解されてきたように考えられる。

しかし、「戦国大名は、中世以来の階級闘争の極点に至って到来した領主層の階級的結集という性格をもつ軍事権力である^④。」という戦国大名の性格規定とあわせ考える時、戦国大名の灌漑治水事業などを、ただ「民政」として把握するのみでは、本来の権力の本質が見失なわれてしまう恐れがあるように思われてならない。確かに宝月圭吾氏のいわれるように、戦国の「諸侯は外に向って戦ふと同時に、自領内における農業生産の拡充に専念し、その為めには種々の政策を施行したが、就中生産拡充の必須条件である灌漑、治水施設の整備に少からず意を用ひたのは当然といはなければならぬ。(傍点小和田)^⑤」のであり、また、「用水を統制するということは、領主の土地支配、生産拡充のための最も大切な要件の一であった^⑥」ことも明らかである。つまり、農業生産力を上げることが、そのまま戦国大名領国の拡大を意味したことは事実であり、その点を中村吉治氏は、「水統制の発展が大名領発展に併行する^⑦」と鋭く指摘されている。

端的にいうと、このような戦国大名の領国拡大政策の所産である灌漑治水工事をそのまま「民政」として明るい面だけを描いてよいのだろうかという点である。「民政」とは、本来の意味からすれば「公共の安寧維持、国民の幸福増進をおもな目的とする政務^⑧」であるべきもので、具体的歴史的事実に即していえば、農民の生活上に直接プラスする政治でなければおかしいことになる。戦国時代の各地戦国大名による大規模な灌漑用水、治水事業は、この点

から再評価しなおす必要があるのではなからうか。農業生産力の飛躍的な増大が、農民の生活にどれほどプラスとなつたか、あるいは、戦国大名自身の領国拡大、自己の権力保持、拡充にどれほどプラスになつたかといふことの相関関係が問われなければならない。

如上の視点で戦国期の史料を探ると、ますます戦国大名の「水」に関する腐心ぶりが異常なまでの執着心をもなつていたことが知られる。よく引かれる史料であるが、次の享禄五年（一五三二）福原左近允広俊以下の起請文^⑧は、一条目に、

一 御家来井手溝等、自然依洪水、年々在所々々相替事多々候、然時者、井手者見合候而、不論自他之分領、せかせらるへき事可然候、溝者改掘候者、田畠費候へても不可叶候之条、みそ料をハ相当可立置事

とあつて、この用水の管理の問題と、二条目に負債者の追求、三条目に逃亡下人処分^⑨のことが記され、これら三つの問題で福原氏以下三十二名の国人たちが毛利氏に対して提出した起請文である。このことは、戦国大名および国人領主にとって、用水の問題が非常に大きな比重を占めていたことを示すものであろう。

ちなみに、戦国大名の分国法の中で、「水」の問題を扱つた条文を列挙すると、まず相良氏の場合は相良氏法度^⑩に

一本田の水を以て、新田をひらくに由て、本田の煩たる在所あり、たとひ本田よりあまり候水なりとも、能々本田の領主ニこひ候て、りやうしやうならハひらくへし、

と規定され、本田と新田の用水配分について詳細に定めているのである。同様に、今川氏は今川仮名目録に^⑪、

一新井溝近年相論する事、毎度に及へり、所詮他人之知行を通す上ハ、或、替地、或ハ井料勿論也、然は奉行人をたて、速に井溝の分限をはからふへし、奉行人にいたりてハ、以三罰文、私なき様に可沙汰也、但自往古、井料の沙汰なき所に在いて

ハ、沙汰の限にあらざる也。

とあるように、井料に関する規定をしていることと、新しい井溝をめぐつての用水争論の絶えなかつたことが注目される。伊達氏の塵芥集では、用水関係は数ヶ条にわたつてゐる。

一 よう水の事、せんきまかせたるへし、然にせん／＼さたまり候せきくちをあらため、みつかミの人、是をとをすましきのよし、いらんにをよふ事、可_レ為_二越度_一、又河下の人せんきまかせにとをすへきのよし申、川かミの人ハせんきよりとをささるよし申、もんたうのきあらんに、相互に支證なきのうへ、理ひけつしかたきにいたつてハ、万民をはこくむのゆへ、彼用水をとをすへきなり、

このように上流と下流との用水争論に関する規定をはじめとして、以下「就溝掘退転通用水於近隣在家内事」「堰場変改事」「飲用之河水事」「依用水堤他領為荒地事」と続き用水争論について次のように定めてゐる。

一 ミついさかいの事、用水のはうにまかすへし、然にもんたうにをよひ、人をちやうちやくせしむるともからハをつとたるへし、人をころすにいたつてハ是非にをよはす、其成敗有へき者也、

とあつて、用水争論のことについて、厳しい処罰を規定している。このような条文は、また逆に、用水争論が頻繁に行なわれていたことを示すものである。同様の例は、六角氏の六角氏式目^⑧にも次の如く見える。

一 野事、山事、井水事、可_レ准_二先條_一、但、一庄一郷打起、於_レ及_二鉾楯者_一、科人指_二交名_一雖_レ申_レ之、不_レ可_レ被_二聞召入_一、一庄一郷江、可_レ被_二相_一懸_二其咎_一事、

以上、分国法にみえる水関係の条項を列挙したが、これらの例からも明らかのように、戦国大名は、灌漑支配を非常に重視していたことがはっきりする。また、それと不可分の関係として、戦国大名の土木事業との関連を追求していかねばならないと考える。即ち、戦国大名が何故、灌漑用水、治水事業に力をいれねばならなかつたのか、分国法

で、「水」に関する条項に力点を置かねばならなかったのかという問題である。ただ、「水を押えた領主が土地の支配を強めた」という理解だけでは不十分といわざるをえない。

本稿では浅井氏の場合を中心にして、戦国大名の治水事業の具体像を追求し、次いで、戦国大名の灌漑支配がいかなる意味を持つのかという点について若干の考察を試みることにしたい。なお、全般的な戦国時代の農政の動向および灌漑治水事業の一般的事実に関しては、前述した『中世灌漑史の研究』『明治以前日本土木史』『日本農業技術史』の他、『日本灌漑水利慣行の史的研究』^⑥、『近世日本農業の構造』^⑦、『農業水利慣行調査』^⑧などの先学に譲り、以下、具体的に浅井氏領国下における実態を追求する。

二、浅井氏領国下の用水争論

浅井氏は近江の北部六郡（高島・伊香・東浅井・坂田・犬上・愛智）を地盤にして成長した戦国大名であるが、東浅井郡の名が示す如く、古くから当地の在地領主として、守護京極氏の被官に組み込まれていた。しかし、大永三年（一五二三）の京極氏の継嗣争いに端を発した内訌によって、浅井氏は同じく京極氏の被官であった浅見氏、堀氏、今井氏などの国人領主と語らって浅見貞則を盟主として国人一揆を形成し、京極高清を追放し、その子高延を新守護に擁立することに成功した。その後、浅見貞則を破り、京極高延を自己の居城小谷城に迎え、江南の大名六角氏の攻撃を受けながらも着実に戦国大名への地歩を固め、天文三年（一五三四）には、京極高清、高延父子を小谷城の麓にある清水谷の居館に招き饗応し、浅井氏の権力は経済力の点からも政治力の点からも、京極氏や、他の国人領主を圧倒するに至った。

一般に浅井三代といわれる浅井亮政、久政、長政の約五十年間を通じての戦国大名領国形成の過程は、別稿^⑥で追求するが、浅井氏の戦国大名化の直接の契機となったと考えられる「井相論」への介入の問題を中心に、以下明らかにしたいと思う。

琵琶湖にそそぐ河川は、俗に八百八川とまでいわれている^⑦くらいに中小河川が多く、全般的に見て、その長さは

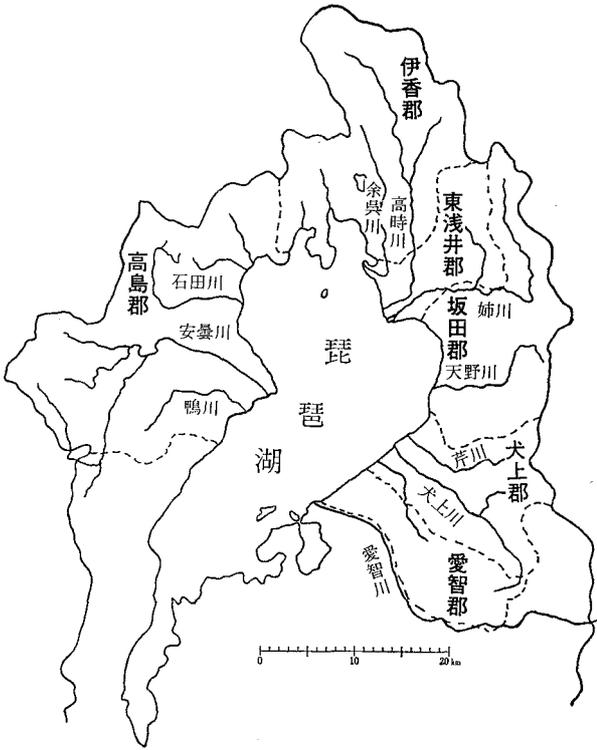


図1 浅井氏領国（江北六郡）の主要河川

非常に短かく、最長のものでも、姉川の五十二キロメートルで、以下、野洲川、愛知川、安曇川、日野川、高時川、草津川、石田川、犬上川、天野川、百瀬川などが中河川として続く。しかも、流路の傾斜が急で、大雨の時は流量があっても、平時は流れがなく、ほとんどが水無川の様相を呈しているのである。さらに、昭和二十五年の農業センサスによれば、滋賀県の耕地面積約六万九千八百町歩の内、水田の面積はその九十パーセントを越える約六万三千町歩を占めており、水田に頼る面が多いことを示してい

る。

従つて、このように、水田農業でありながら、その頼るべき水が以上述べたような中小河川の不安定な実態では、いきおい水争い、つまり用水争論が頻発したのも当然といわなければならないであろう。事実、江北においては、古くから「井相論」がひきおこされ、文献上確認しうるものとしては、応永年間（一三九四—一四二七）に丁野村の村民と速水青名の村民との間に用水争論の起つたのをはじめとして^⑧、文明十一年（一四七九）には、上坂、三田村両村の間に用水争論がおこっている。その実態は「晴富宿彌記」の文明十一年七月廿三日の条に「江州北郡有用水相論合戦、六百余人打死」とあることによつても、合戦で討死した者が六百余人という、多少の誇張はあつても、非常に大規模な用水争論があつたことを物語っている。

私は、現地の聞き込み実地調査によつて、以下に述べる四つの形態を追求することができた。それらすべてが、それぞれに、中世的な「井相論」の実態をうかがわしめるものとして、検討に値すると思われる。

第一は、渇水時に、用水を流してもらいたい、つまり井の水を落してもらいたいと依頼する部落の代表が、白装束に身を固めて、「川の情によつてお願いする」と、井堰の権利を持つ村にいわなければ、容易に用水を流してもらえなかつたという「井落し」の慣習が残されていたことである。

第二は、やはり渇水時に、下流の農民が上流へ陣笠、陣羽織姿で棒を持って大挙押しかけ、一方、上流の農民もそれに對抗して、おわんのようなものに水をいれ、それを下流の農民にかけて防戦したという^⑨。これら一、二の形は、中世的な慣習がそのまま儀式として、あるいは祭みたいな形で残されたもので、中世における江北の用水事情を明白に物語っているものと考えられる。

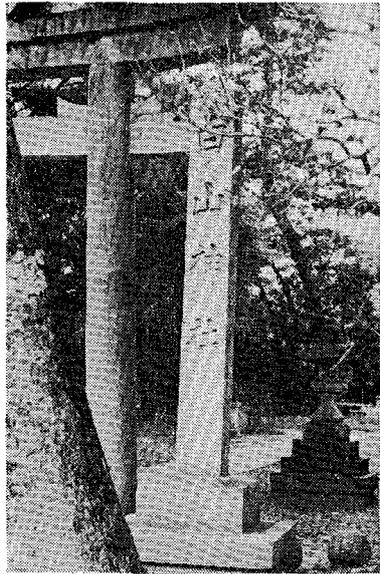


写真 1 白山神社

うな傾向のあったことは注目に値する。

第四として、常喜じょうき（現長浜市常喜東町・常喜西町）の村民が、用水の権利を有する七条（現長浜市七条東町、同中町、同西町）の人に、毎年、盆と暮には何か持っていっていった[㊤]ということとは、丁度、「井料」の今日的形態として理解することができよう。つまり、「中世にては、領主の支配する用水を領民の田に引漑せしむるやうな時には、その使用料として井料なる名称のもとに、農民より若干の財物を徴集する場合は稀ではなかった。」[㊦]のであり、普通は、年貢米総額の約五分一にあたる程、率の高いものだったのである。

以上述べた四つの形態すべてが、今日江北ではみられなくなっている。具体的にいうと、三の例は、昭和初年まで実際の意味をもって行なわれており、一、二の例は、儀式ではあれ、そのような慣習を残していたものが、昭和十六

第三に、高時川の上流の大井附近では、年一回、井堰の掃除をするにあたり、掃除をはじめる前に、白山神社に集まり、一味神水して井堰の型をかえないことを神に誓い、そろって掃除に出かけたという[㊧]。この井堰の掃除を一年に一回やるということは、やはり、直接、利害関係に響いてくることで、井堰の型を変えて、自分の方に多く水を引き入れるようなことをしないために、神に誓うという形態から、県などの係官立ち合いの下で行なうというように変化はしていても、極く最近までそのよ

年の合同井堰の完成で今日では全く行なわれていない。しかし、四の例は、今から八年程前、南部用水の完成するまで実際に行なわれていたものである。

次に、浅井氏の灌漑支配の実態を追求するために、浅井氏の膝元に用水を供給していた高時川に焦点をあてて、用水争論の具体像、浅井氏の灌漑支配の様相を明らかにしたい。

戦国時代、浅井亮政の子久政が、高時川に餅ノ井もちのい、松田井まら「井」をすべて「ゆ」と読むを開いたと伝えられ、しかも、その時の条件として、(一)餅ノ井、松田井の幅は、大井の取入口と同じ幅にすること、(二)大井の必要水量は、旱魃にあつても流しておくこと、という二点を、大井、下井、餅ノ井、松田井、上水井などは用いられていないが、現地調査年の合同井堰の完成によって、かつての大井、下井、餅ノ井、松田井、上水井などは用いられていないが、現地調査と、滋賀県伊香郡高月町農協組合長近藤章一氏の御教示から、浅井氏時代の水系を図示すれば図2の如くなる。

ここで、浅井久政によって新たに餅ノ井と松田井の二つの井堰が開かれたことを考えてみたい。図によっても明らかのように、餅ノ井が丁野村をはじめとする東浅井郡八ヶ村に水を供給していたこと、さらに、餅ノ井によって灌漑された東浅井郡八ヶ村が浅井氏の直轄地であつたといふことをいかにとらえるかといふことである。松田井から灌漑された高野が浅井氏の直轄地であつたか否か明確ではないが、少なくとも、新たに開いた二つの井堰の内、八ヶ村に灌漑する餅ノ井が、浅井氏の直轄地の水田をうるおすためのものであつたことに注目しなければならないであろう。つまり、浅井久政による、灌漑治水工事のいわゆる「民政」と称される実態が、浅井氏自身の直轄領の生産力増強を中心的な意図としていたという点である。このことは、武田氏が「民政」をつくした釜無川の治水も、その治水によって耕地の安定をみたのが、ほかならぬ武田氏の直轄地であつたといふ事実^⑧と合わせ考えてみて、戦国大名の治水

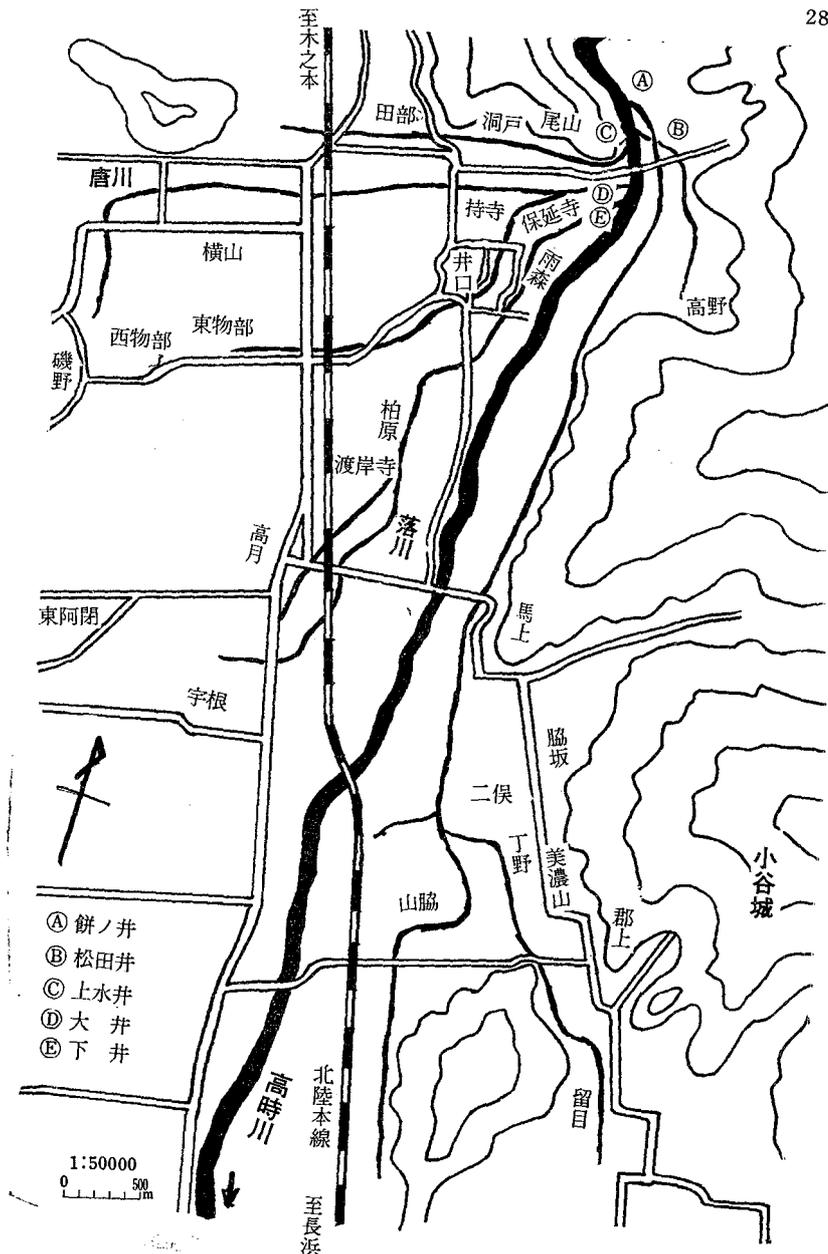


図2 高時川の水系

主要用水争論関係史料

年月日	差出	宛名	所収
天文2年7月1日	浅井 亮政	青名百姓中	南部文書
年不詳7月4日	"	相撲庭百姓	宮川文書
天文24年7月22日	浅井 久政	大井懸所々百姓中	磯野共有文書
弘治3年6月27日	"	富田庄地下人中	富田文書
弘治3年7月25日	"	"	"
年不詳7月14日	"	三田村新兵衛尉	三田村文書
永禄9年6月4日	浅井 長政	馬渡上下並富田百姓中	富田文書

事業などを、その権力の本質の問題とからめて、根本的に再検討すべき必要があるように思われるのである。

なお、当時の用水争論関係の史料は比較的豊富であり、浅井氏が裁定した用水争論の史料を主なものを列挙すると以上の表の如くなる。

この表で、天文廿四年（一五五五）の浅井久政の書状に宛名が「大井懸所々」となっているのが知られる。この大井懸とは、大井から分水している上六組（井口・持寺・保延寺・柏原・渡岸寺・雨森）、下六組（東物部・西物部・磯野・唐川・東阿閉・横山）の合計十二ヶ村であり、「井相論」の裁定に十二ヶ村を対象にしていることが明らかである。

つまり、表からも読みとられるように、宛名が「百姓中」あるいは「地下人中」となっていることであり、用水争論に際して、それぞれの村の村落領主というべき有力名主的な土豪層ではなく、裁定が「百姓中」あるいは「地下人中」に宛てられたことの意味を考えねばならないのである。用水争論もはじめの内は、その当事者、直接関与する村同志で解決し、あるいは解決しえず合戦にまで及んだわけであるが、規模が大きくなるに従って、当事者間では容易に解決しきれず、次第に戦国大名化の方向を歩んでいた浅井氏が、それら個々の在地領主間では解決することのできなくな

つた用水争論に、はじめは第三者の立場から次第に介入して全体を把握し、配下に置くことに成功しているのである。このことは、まさしく、「水」を挺子にしての浅井氏の権力拡大であり、これが浅井氏にとって戦国大名化の一つのステップとなったことは疑いない。

三、浅井氏の在地領主把握

以上述べたように、浅井氏は在地領主相互間では解決しえない用水争論の裁定を契機として介入し、次第に村々を掌握していったのであるが、さらに重大なのは、それら在地領主と浅井氏の関係であった。即ち、浅井氏によるそれら在地領主の把握の問題であり、被官化の実態を追求することによって、戦国大名による「水」支配の問題点が浮きぼりにされるのではないかと考えられる。従って、ここでも、前掲の高時川流域に視点をあて論及することにした。

高時川に設けられた上水井・大井・下井・餅ノ井・松田井の五つの井堰の内で、最も水利の点で影響を与えていたのは十二ヶ村に分水していた大井である。中世、この付近は富永庄の庄域であり、この大井の水利権は、富永庄の「井の預」となっていた井口氏に把握されていた。井口氏はその字が示す如く、井口（滋賀県高月町井口）にあり、井堰の取水口にあたる井口の地に自らの居館^⑧を築き、在地領主化を遂げつつあったものである。そして、文明二年（一四七〇）以降は京極氏の被官となっていたとみえ、『江北記』^⑨には、

根本當方被官之事

今井。河毛。今村。赤尾。



写真 2

堀。安養寺。三田村。弓削。

浅井。小野八郎。河瀬九郎。二階堂。

一乱初刻御被官参入衆事

井口越前三條殿。浅見朝日殿。弓削式部。

伊吹弾正細河殿。渡辺。平田但一乱以前。

とあつて、井口越前が浅見氏などと共に京極氏の被官となつて
 いることを示している。しかも井口氏は京極氏に属する以前は
 三条氏に従っていたこともこの史料から明らかである。さら
 に、次の天文廿四年（一五五五）の起請文案^⑤に見る如く、大
 井の豎様を差配していたことは重視しなければならない。

天罰起請文事

一大井豎様、一重立、二重立之儀者、先以存知不仕候。何水強時
 者、二重も三重も相堅所も可有御座候。亦一重之所も可有在
 之候ニ哉。飢水ニ成候とて、二重、三重之使執候儀者、不承事。
 一莛留薦止之儀者、大井江能々可被成御尋事。

一飢水之時、下井ヨリ就訴訟ニ手崎明候儀、六分一遣候事。

一去々年大井豎様、越前守成道寺仁三日在城仕候時、被成御尋、
 可被書起請旨候。井奉行江左様之儀、一向無分別候間、存
 分申者、於其上、非分申方、可有御糺明之由、御返事被申
 候事。

一段飢水ニ成、迷惑之時、下井ヨリ訴訟申、手崎明申候間、左様之儀被_レ成_二御分別、可_レ被_二仰付一事。右條々蟲負偏頗更不_レ存候。有姿申上候。萬一於_二偽申_一者、日本國中大小神祇、富士、白山、春日大明神、天満大自在天神、熊野三所之權現、八幡大菩薩、殊者当社山王可_レ蒙_二御罰_一者也。仍起請文如_レ件。

天文廿四年七月廿三日

平井九郎右衛門尉

竹本太郎次郎

この起請文案の第四条目にみえる「越前守」とは井口越前守経元のことであり、最後の当社山王とは小谷山王権現をさす。要するに、以前富永庄の「井の預」であった井口氏がその「井の預」としての特権から次第に領主化を遂げ、文明二年の一乱以後京極氏に属していたものが、前述の如き浅井氏の抬頭によってその配下に組み込まれ、浅井氏と姻戚関係[●]を結ぶことよって家臣団に編成されていった事実を看過することはできない。

なお、井奉行とは前掲今川仮名目録にも見えるが、実際の任務は今川氏の場合には、替地や井料の支払の監督をしていたものであり、長曾我部元親百箇条の五十一条[●]には、

一井普請之事、在所井奉行并為庄屋、無退転様、堅可申付、若及大破、其井懸者にて可叶者、奉行中迄遂理、在所中相催、可申付事。

とみえる。

井口氏と同様に、三田村氏もまた庄官でありながら、用水争論のことで浅井氏の下知をうけていることが次の三田村文書[●]にうかがわれる。

(檢封上書)

「三田村大藏殿

浅井新兵衛

三田村伊豫殿

亮頼一

福寿庵相煩候、為我等申候。

井公事之儀、世上切水に成候間、前々のことく切水の立様を井奉行へ相尋、可立之由候。我等當座へ申様へ、前々の立様相論不_レ相果_レ候間、其段何と成共、一途被_レ相究、可随_レ其哉と、左兵へ申候つる。其段者時分柄候間、先々久政預りの分に候て、切水之立様可_レ相究之由候。其内百姓共かたへ被_レ仰聞候て、明日にても御登城候而可_レ被_レ仰分候。為_レ其申候。恐惶謹言。

七月朔日

亮頼(花押)

この史料は無年号であるが、関連史料から天文廿四年(一五五五)と考えられ、浅井亮頼から三田村大蔵および三田村伊予守に宛てられたもので、文中左兵へとは浅井久政のことである。

差出人の浅井亮頼は、浅井新兵衛尉亮頼で、天文十四年(一五四五)十二月十一日付竹生島年行事御坊中宛書状^⑧で、浅井久政の命を奉じて日御供米のことを沙汰しており、また、水禄元年(一五五八)十一月廿七日付「新始祝日記」^⑨、永禄八年(一五六五)と推定される正月廿六日付島奉行衆中宛書状^⑩にも名が見え、殊に、浅井氏の一族として、竹生島関係の折衝にあたっていた武将であると考えられる。

即ち、「井公事」に関して、浅井氏の一族である浅井亮頼から三田村氏が命を受けていることは、とりもなおさず、従来、独立的でしかも浅井氏に比肩しうる勢力を持っていた国人領主三田村氏の権力の否定に他ならず、三田村氏が浅井氏の家臣化したつつある状態を示すものである。

灌漑支配権が荘園領主から在地領主に掌握されていた点は、宝月圭吾氏^⑪が指摘されたように、荘園制の崩壊と歩調を一にして灌漑に関する権限が荘園領主から在地領主の手へと渡っていったのであるが、それから戦国大名の掌握へと至る過程は、以上述べたように、在地領主層の被官化の過程と表裏をなすものであったと考えられる。

四、おわりに

用水問題が、惣結合のかなめとなつたと丁度裏腹の関係として、戦国大名にとって、やはり、用水問題は領主化のかなめとなつたのである。

以上述べ来た如く、戦国大名による灌漑治水事業などを、そのまま「民政」としてとらえるのではなく、その「民政」の裏にある権力的本質を明らかにし、そこから戦国大名の領主化の契機を改めて考え直していくことが必要であると思われる。そのような意味からも、各地戦国大名によって行なわれた、いわゆる「民政」といわれる治水事業なども検討しなおすべきではなからうか。本稿はそのための大まかな問題提起を意図したもので、浅井氏の例からは、(一)新たに開設した井堰が浅井氏の直轄領に直接恩恵を与え、その水田をうるおしたこと、(二)用水争論の裁定という「和平」のポーズをとりながら、その実、第三者として介入し、自己の権力を増大させていったこと、(三)「井公事」のことなどで直接、在地領主に命を下し、それら在地領主を被官化させていったことである。この、以上三つの点ではつきりするように、用水問題は戦国大名領国確立途上において非常に大きな要因であり、契機となつたことが明らかであろう。

最後に、戦国期に灌漑治水事業が盛んに行なわれた原因、理由について若干附言しておきたい。一般的にいわれているように、確かに技術の進歩があつたことは見逃がすことができない。戦国期の城郭築造は、土木、建築の分野で、それ以前の水準をはるかに進歩させ、また、鉱山の開発などによる岩石の開鑿技術の進歩もその原動力になつた。また、水原慶二氏が指摘するように^⑩、大規模な水利施設の築造や修築が、村落的規模では困難となり、大規模

な領主的権力、即ち戦国大名によってなされたという点も重要である。しかし、私は、それらと共に、戦国大名が恒常的な合戦によって、用兵の術を体得し、それを一時的に大動員を必要とする、これら治水工事で人を大量に動かすことに応用したものと考えるのである。さらに、戦国大名の大名領国支配の相対的重点の「水」支配にあったと理解されることも、その理由に数えられるであろう。

要約すると、(一)技術の進歩、(二)大規模な土木工事が村落単位では困難だったこと、(三)戦国大名が用兵の術を適用したことが、(四)領国支配の相対的重点にしていたこと、これら四つの点からつまりあってはじめて、戦国期における灌漑治水工事の隆盛を出現させたと考えられる。

註

- ① 第一篇、第二篇
- ② 「戦国大名論」(『歴史学研究』二四〇号、四頁)。一九六〇。
- ③ 古島敏雄氏『日本農業技術史』。一九四七、四九。
- ④ 村田修三氏「戦国大名研究の問題点」(『新しい歴史学のために』九四号、十五頁。一九六四。
- ⑤ 『中世灌漑史の研究』三五〇頁。一九五〇。
- ⑥ 同右、三五三頁。
- ⑦ 『近世初期農政史研究』四五〇頁。一九三八。
- ⑧ 金田一京助氏編纂『辞海』一七六三頁。
- ⑨ 『大日本古文書』家わけ文書八『毛利家文書』
- ⑩ 『中世法制史料集』第三卷、武家家法I、二八頁。一九六五。
- ⑪ 同右、一一九頁。

- ⑫ 同右、一五九頁。
- ⑬ 同右、二六一頁。
- ⑭ 前掲(註⑦)書、四五〇頁。
- ⑮ 喜多村俊夫著、一九五〇。
- ⑯ 古島敏雄著、一九六三。
- ⑰ 農務局編、一九一七。
- ⑱ 拙稿「戦国大名浅井氏の領国制」(未発表)。
- ⑲ 『日本地理風俗大系』7、近畿地方(上)、一七六頁。一九六〇。
- ⑳ 『滋賀県市町村沿革史』巻四、四二六頁。
- ㉑ 滋賀県東浅井郡浅井町須賀谷居住、大野寅蔵氏談。
- ㉒ 滋賀県伊香郡高月町尾山居住、古老談。
- ㉓ 滋賀県長浜市公園町居住、古老談。
- ㉔ 前掲(註⑤)書、一〇六頁。
- ㉕ 中沢信吉氏『甲斐武田氏』中巻、一一六頁。一九六六。なお、信玄の治水事業に関しては、早川、須田両氏の『山梨県水害史』(一九一一)が詳細に扱っている。
- ㉖ 拙稿「井口城」(『日本城郭全集』八巻所収)。一九六七。
- ㉗ 『群書類従』二十一輯、合戦部、七四―七五頁。
- ㉘ 磯野共有文書(『東浅井郡志』四巻、二五九―二六〇頁)。
- ㉙ 井口氏の女が浅井久政の室となっている。
- ㉚ 『近世村落自治史料集』第二輯、土佐国地方史、三〇六頁。一九五六。
- ㉛ 三田村文書(『東浅井郡志』巻四、三三二―三三三頁)。
- ㉜ 竹生島文書(『東浅井郡志』巻四、一三三頁)。
- ㉝ 近江富田阿部文書(東大史料編纂所影写本)。

③4 同右。

③5 前掲(註⑤)書、三三五頁。

③6 『日本封建社会論』二五八頁。一九五八。

〔付記〕本稿脱稿後、黒田日出男氏「中世後期の開発と村落―南禅寺領遠江国初倉荘―」(『歴史学研究』三四六号)に接した。戦国大名が開発の主体村落をいかに把握していったのかという問題提起は、湧水・溜池利用の谷田、本稿で追求した如き中河川の灌漑、さらには大河川下流域平野部の水田その他の形態が、どのように領主支配のあり方とかわりを持っているのかという問題が追求されねばならないことを示している。

その意味で、領主権力がいかなる在地領主との協約の上で、また、村落のワクにしばられた形で水系を押さえようとしたかが問題となる。浅井氏の場合、「懸越し」(喜多村俊夫氏『近江経済史論攷』三二六頁)の実態が右の事態を的確に表現しているが、そのことについては、いずれ機会をあらためて論じたいと考えている。